

省エネ改修及び自然エネルギー設備導入に係る統一方針

第1 省エネ改修に係る統一方針

- 1 複合防災盤に係る省エネ改修方針
- 2 塗装に係る省エネ改修方針
- 3 エレベーターに係る省エネ改修方針
- 4 個別空調エアコンに係る省エネ改修方針
- 5 受変電設備に係る省エネ改修方針
- 6 中央監視装置に係る省エネ改修方針
- 7 トイレ改修に係る省エネ改修方針
- 8 照明設備に係る省エネ改修方針
- 9 搬送機器に係る省エネ改修方針
- 10 給水設備の加圧給水方式に係る省エネ改修方針

第2 自然エネルギー設備の導入に係る統一方針

- 1 太陽光発電設備の導入に当たっての統一方針

第1 省エネ改修に係る統一方針

1 複合防災盤に係る省エネ改修方針

複合防災盤の更新の際には、省エネに考慮した製品の導入（例：表示盤や表示ランプがLED となっているもの等）について検討するとともに、防災システム（自動火災報知機、ガス漏れ、防火戸、防排煙、消火等）についても、先のコスト面も考慮し、防災システムの老朽箇所についても更新するなど、防災システム設備全体をみて総合的に検討を行い改修すること。

2 塗装に係る省エネ改修方針

塗装改修を行う際には、国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書」等に基づき、塗装場所（屋内、屋外）や塗装の耐用年数等を踏まえて、塗装の種類（アクリル樹脂、フッ素、合成樹脂調合ペイント等）を決定すること。

また、塗装改修に合わせて「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」による県有施設への太陽光発電設備導入の活用も検討すること。

なお、遮熱塗装改修を検討する場合は、遮熱効果検証が必要なため、別途相談すること。

3 エレベーターに係る省エネ改修方針

①昇降機（エレベーター）の改修に当たっては、エネルギー利用効率の高い制御方式、駆動方式の昇降機を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。※1

②新設では最新の省エネ製品（エレベーターの運転状況により発生する回生電力を建物内で有効利用する製品等）の導入を検討するなど、省エネルギー化の推進に努めること。

③メーカーの保守・点検ができるよう、既設置メーカーと十分協議の上、改修計画を立てること。

4 個別空調エアコンに係る省エネ改修方針

①空気調和を施す区画（温度湿度、運転時間等が同様の部屋）ごとに設定すること。

②エアコンの新設・更新の際には寒冷地用高効率のインバーターエアコン等の採用を検討すること。

③エアコンの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。※1

5 受変電設備に係る省エネ改修方針

①受変電設備の新設・更新をする場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに電力の需要実績と将来の動向を見込んだ上で、設備の統合やダウンサイジングに

- について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。※1
- ②受変電設備は老朽箇所の改修だけでなく、原則全ての高圧に係る設備及び制御機器に係る設備の更新、機器の交換を検討すること。

6 中央監視装置に係る省エネ改修方針

中央監視装置は建物規模にあった監視装置を入れ、効率的な管理・監視・制御を行うこと。

また、中央監視の使用目的は、省力化・省エネ・安全性の確保・利便性・快適環境の実現を目的とした空調・衛生・電気・防犯・防災設備などの各種設備機器の総合的な管理を行うため、人件費削減・省エネ効果を見込んだ上で効果に見合った、以下の機能を盛り込むよう検討すること。

①グラフィック画面表示

複雑な設備のシステムや設備全体の運転状況等についてグラフィック画面で表示する機能。

②機器連動制御

空気調和機などの各種設備をあらかじめ決められた条件に沿って自動的に連動制御させることが可能な機能。

③電力デマンド制御

空調や照明など施設設備の電力消費を監視し、ピーク時に設備の出力を制限・停止などの制御を行う機能。

④EMS（エネルギーマネジメントシステム）機能

施設設備の運転データやエネルギー使用量等をデータで蓄積・分析し、設備の省エネ制御を行う機能。

7 トイレ改修に係る省エネ改修方針

トイレ改修の際には、節水型の便器、節水機器の取り付け、自動水栓、人感知型の照明、擬音装置の導入を検討するなど省エネ化の推進に努めること。

8 照明設備に係る省エネ改修方針

一般用照明器具及び防災用照明器具については、清掃、光源の交換等の保守性に考慮しつつLED照明などの省電力を図ることができる照明設備※2の採用を検討すること。

一般用照明器具については、照明の部分使用を行うことができるよう照明点灯区分の細分化を検討し、不要場所や日中における窓側の消灯が可能となるよう考慮するとともに、施設の使用頻度や外光の室内への導入状況等を考慮し、センサ（人感、明るさ感知）の設置、計時装置（タイマー）の導入を検討すること。

なお、これらの取り組みが(間引点灯等含む)、労働環境の悪化につながらないよう十分留意すること。

9 搬送機器に係る省エネ改修方針

ポンプ、ファン等の流体機械については、使用端圧力及び吐出量の見直しを行い、負荷に応じた運転台数の選択を行うこと。定格稼働の流体機械は、インバータの導入による回転数制御により搬送量の調整を行い、負荷変動幅が定常的な場合は、配管やダクトの変更、インペラカット（インペラ外径加工）等の対策を検討し、消費電力を低減するなど省エネに努めること。

10 給水設備の加圧給水方式に係る省エネ改修方針

高架水槽・受水槽を更新する際は、施設の規模（階数）、給水配管の更新状況、水槽の定期清掃等のメンテナンスを踏まえ、加圧給水方式の導入を検討すること。

第2 自然エネルギー設備の導入に係る統一方針

1 太陽光発電設備の導入に当たっての統一方針

太陽光発電設備を導入又は更新する際は、停電時の非常用電源としての活用を想定し、自立運転機能の付いたパワーコンディショナを導入するよう検討すること。

- ※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第5条の規定による「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号(平成29年3月30日経済産業省告示第64号 最終改正)」を参考に作成
- ※2 「水銀に関する水俣条約」の国内担保法により、一般照明用の高圧水銀ランプについては、水銀含有量に関係なく2021年以降は製造、輸出又は輸入が禁止になるため、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、LED照明などへの計画的な切り替えが必要であることに留意すること。